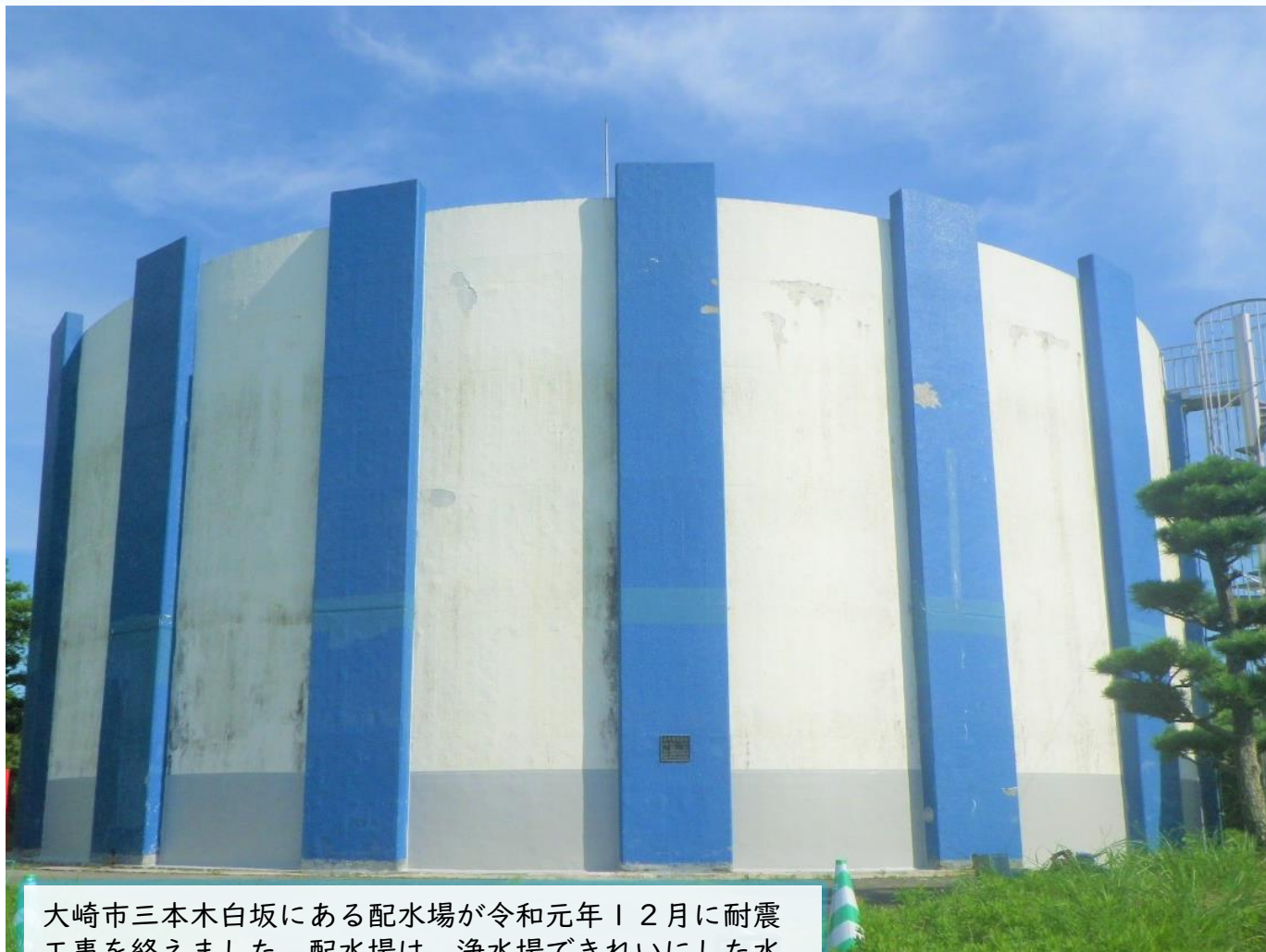


みずいる



大崎市三本木白坂にある配水場が令和元年12月に耐震工事を終わりました。配水場は、浄水場できれいにした水を貯めて皆さんのもとへ送り出す大切な施設です。安心、安全に大切な水をお届けするため、各地域の配水場も順に耐震工事を進めてまいります。

第2号

令和2年2月1日発行

第2号の目次

平成30年度水道事業会計決算について……………	2
紹介・お知らせ……………	3
各種お問合せ先……………	4

【編集・発行】大崎市水道部

〒989-6223 大崎市古川字上古川117番地
電話 0229-24-1112 (代表)
FAX 0229-24-1114
E-mail : w-kanri@city.osaki.miyagi.jp

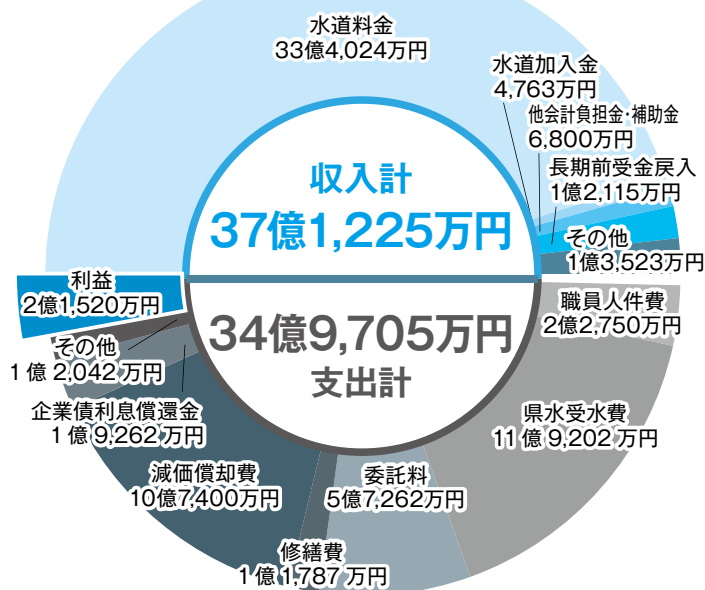
平成30年度 大崎市水道事業会計決算のあらまし

平成30年度大崎市水道事業会計決算の概要についてお知らせいたします。

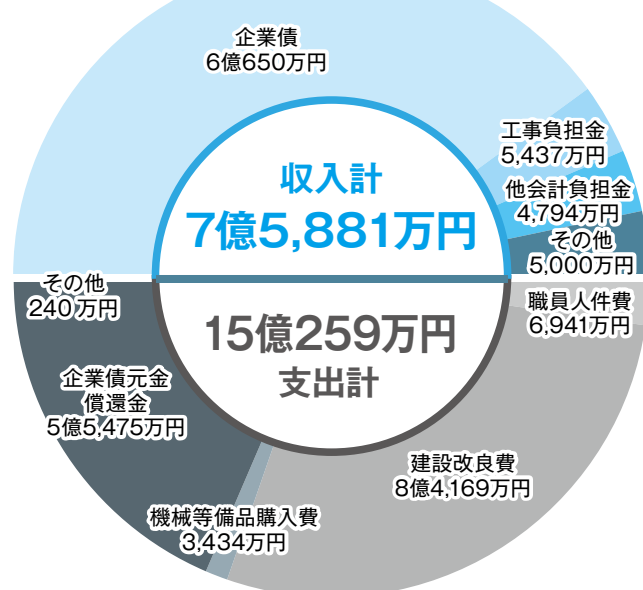
私たちの生活に欠かせない水道水をご家庭にお届けする水道事業は、運営に必要な費用のほとんどをお客様からいただいた水道料金で賄っています。このような経営の原則を「独立採算制」と言います。

令和元年第3回大崎市議会定例会において、平成30年度水道事業会計決算が認定されましたので、その内容についてお知らせいたします。

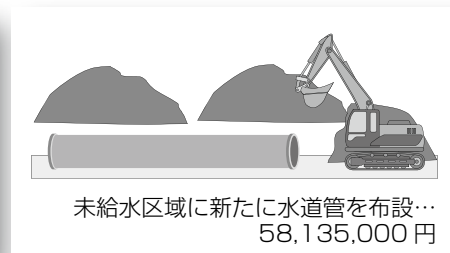
水道水を供給するための収入と支出 (収益的収支)



水道施設を整備するための収入と支出 (資本的収支)



～こんな事業に使われました～



大崎市水道事業の規模

項目	平成30年度	平成29年度	前年度比	内容
給水人口 (人)	126,278	127,586	△ 1,308	大崎市水道事業から給水を受けている人口
給水世帯数 (戸)	49,956	49,813	143	大崎市水道事業から給水を受けている世帯数
年間給水量 (m ³)	15,103,716	15,319,153	△ 215,437	1年間に配水池などから供給される水量
1日平均給水量 (m ³)	41,380	41,970	△ 590	1日あたりの平均給水量
年間有収水量 (m ³)	12,761,310	12,858,827	△ 97,517	年間給水量のうち、水道料金徴収の対象となる水量

漏水調査を行っています

大崎市では調査区域を設定し順番に漏水調査を行っています。

調査対象の地域の皆様には事前にチラシを配布いたしますので、ご協力ください。

【調査の目的】 地下内で発生する漏水を早期発見することで、貴重な水資源の有効利用を図ります。

【調査の方法】 漏水探知機などを地面や水道メーター周りにあてて、漏水音の有無を確認します。

水は止まりません。今回の調査は本管から各戸の水道メーターまでの漏水確認です。

調査は数分で終わりますので、お客様の立ち合いは必要ありません。

漏水を発見した場合は個別にお知らせいたします。(異常がない場合は連絡いたしません。)

【調査業者】 フジ地中情報株式会社 東北支店 連絡先 022-372-6743

※調査員は、大崎市発行の身分証明書及びベストを着用しています。

【お問合せ先】 水道部施設課 管路担当 TEL.24-1164



水質検査を行っています

水道水の水質は、国で定められた水質基準に適合することが求められており、水道部では各配水系統ごとに水源から給水栓（蛇口）にいたるまで水質検査を行っています。また水質検査は浄水処理過程、送配水施設が正常に機能しているかどうかの判断材料でもあり、水質管理を行う上で、重要な役割を果たしています。さらに水源の水質が著しく悪化した場合や浄水過程に異常があった場合は臨時の水質検査も実施しています。

【毎日検査】 市内 30 箇所の給水栓（蛇口）から採水して、色と濁りを確認し、消毒効果のある塩素が残っているかを毎日検査しています。

【毎月検査】 市内 69 箇所の原水、浄水池、配水池、給水栓（蛇口）から採水して、「一般細菌」「大腸菌」「硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素」「鉄及びその化合物」「マンガン及びその化合物」「塩化物イオン」「有機物 (TOC)」「pH 値」「味」「臭気」「色度」「濁度」の 12 項目を毎月検査しています。

【全項目検査】 市内 69 箇所の原水、浄水池、配水池、給水栓（蛇口）から採水して、3 ヶ月に 1 度毎月検査項目も含めた水質基準 51 項目を検査しています。

上記の水質検査を行い、市民の皆様には安全でおいしい水を供給できるように努めています。なお各配水系統ごとの水質データに関しましては、大崎市役所ホームページの水質検査計画をご覧ください。

【お問合せ先】 水道部施設課 施設・水質担当 TEL.24-1164

大崎市上下水道部が誕生します

令和 2 年 4 月 1 日、水道部と建設部下水道課の組織を統合して
新たに「大崎市上下水道部」が誕生します

統合により、水道部と建設部下水道課の窓口の一本化による市民サービスの向上や災害時の危機管理体制の強化、さらには共通する業務の一元化による効率化及びコスト縮減が図られます。今後も、お客様の利便性の向上に努めてまいります。

事務所移転について 統合に伴い、水道部施設課及び建設部下水道課は下記のとおり事務所を移転します。

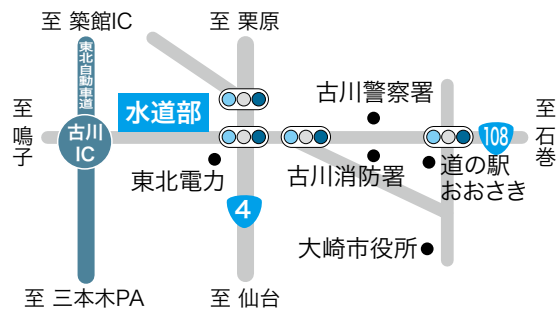


各種お問合せ先

大崎市では下記の業務を平成 28 年度から「大崎水道サービス株」に委託しております。
窓口業務のほか、緊急を要するお問合せには 24 時間電話にて対応いたします。

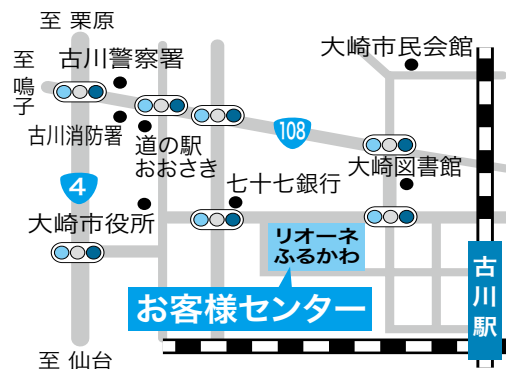
給水装置に関すること

場 所：水道部庁舎 1 階（大崎市古川字上古川 117）
電話番号：0229-24-1111（24 時間対応）
F A X：0229-22-7511
窓口営業時間：8：30～17：15（土・日・祝日・12/29～1/3 は休み）
取扱業務：給水装置関連の管種・口径・管路情報の提供
給水申請の申込受付・漏水調査
※給水装置とは、道路内の水道本管（配水管）からの分岐箇所から蛇口までの間をいいます。なお、受水槽方式の場合は、受水槽に入るまでが給水装置といえます。



料金や開始・休止に関すること（お客様センター）

場 所：リオネふるかわ 1 階（大崎市古川台町 9-20）
電話番号：0120-366-171（24 時間対応）
0229-91-5450（フリーダイヤルが使用できない場合）
F A X：0229-91-5451
窓口営業時間：8：30～18：00（土・日・祝日・12/29～1/3 は休み）
取扱業務：水道料金・下水道使用料に関すること
水道の使用開始・休止・使用者名義変更などの各種受付
漏水・にごり水・検針などの問い合わせ
その他水道に関する相談



凍結にご注意ください

水道管や水道メーターの防寒と凍結した際の対処法

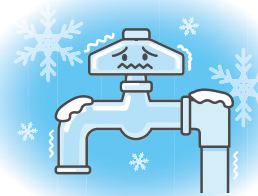
水道管の凍結にご注意下さい。マイナス4度以下になると水道管や蛇口の凍結が起きやすくなります。

■水道管の凍結を防止する方法

- ①水抜き栓を利用し、完全に水道管から水を抜きましょう。
- ②水道管がむき出しになっているところは保温材や凍結防止ヒーターを使用しましょう。
- ③水抜き栓が無い場合は、就寝前に、鉛筆の芯の太さくらいの水を出しておきましょう。

■水道管が凍ってしまったときの対処法

- ①蛇口や凍結している水道管にタオルをかぶせ、その上からゆっくりと「ぬるま湯（50℃程度）」をかけて溶かします。※急に熱湯をかけると、蛇口や水道管が破裂することがありますので注意して下さい。
- ②その他の方法として、ドライヤーの温風を凍結部分へ当てる方法や室内であれば暖房を入れて部屋を暖めるといった方法があります。



凍結箇所が溶けない場合、大崎市指定給水装置工事事業者に依頼して下さい。修理費用は自己負担となります。

水道の使用開始・休止の手続きはお早めに

引っ越しなどで水道の使用を開始するとき、または休止するときは、3～5営業日前までにお客様センターへ電話でご連絡いただくか、窓口での手続きをお願いいたします。ただし開始・休止の時間指定はできかねますのでご了承ください。